



報道機関 各位

記者発表資料  
令和4年1月4日（火）  
問い合わせ先：消費生活総合センター  
所長：塚越  
担当：赤根  
電話：643-2239

「若者被害特別相談」を実施します  
～若者の消費者トラブルの解決を支援します～

さいたま市内3ヶ所にある消費生活センターでは、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として「若者被害特別相談」を実施します。

### 1. 概要

若者の消費者被害の救済と未然防止、トラブル対応に関する情報提供などを目的に、関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同して実施します。

キャンペーンの一環として、キャンペーンキャラクター「カモかも」を使用したリーフレットを市内市立中学校に配布するとともに、「若者被害特別相談」を実施します。

### 2. 日程

令和4年1月13日（木）、14日（金）、15日（土）

### 3. 対象者

市内在住の29歳以下の方

### 4. さいたま市消費生活相談窓口 ※13日、14日、15日以外も随時ご相談を受付けます。

消費生活総合センター	相談受付/月曜～土曜日 9時～16時30分まで (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	大宮区錦町682-2 JACK大宮6階
浦和消費生活センター	相談受付/月曜～金曜日 9時～12時 13時～16時30分 (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893	浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階
岩槻消費生活センター	相談受付/月曜～金曜日 9時～12時 13時～16時30分 (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193	岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所内 ワッツ東館3階
日曜日の電話相談	9時～16時	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	—

※さいたま市以外にお住まいの方は消費者ホットライン☎188（イヤヤ）番へ

### 5. 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン参加機関

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・山梨県・長野県・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市・独立行政法人国民生活センター